

栃木県高等学校等修学資金貸付金・未収金債権回収業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、栃木県高等学校等修学資金貸付金の未収金債権回収の業務を委託する者の決定にあたり、公募型プロポーザルにより決定するため必要な事項について定めるものである。

栃木県は、以下の目的のため本業務委託を実施する。

- (1) 栃木県高等学校等修学資金貸付金の未収金の回収業務について、専門的な知識や経験・実績等を有する債権回収会社に委託することで、効率的・効果的な未収金の回収を図る。
- (2) 栃木県高等学校等修学資金貸付金の債務者の生活状況や利便性に十分配慮しながら未収金の回収業務にあたり、徴収率の向上を図る。
- (3) 栃木県高等学校等修学資金貸付金の回収業務を委託することで、県の滞納整理に関する事務の効率化を図るとともに、債権回収会社との連携により、県の債務者に対する回収業務の質の向上を図る。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

栃木県高等学校等修学資金貸付金・未収金債権回収業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「栃木県高等学校等修学資金貸付金・未収金債権回収業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 業務の履行期間

令和8(2026)年5月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

委託料は、収納実績金額に委託料率、調査件数に委託料を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とし、3,108,127円を上限とする。また、委託料率は28%を上限とする。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時までに取得する見込みであること。
- (3) 参加表明及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収業者であり、かつ許可を受けた日から3年以上経過(提案書提出日を基準)していること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの使用を許諾された者又はISMS認証を取得している者であること。

- (6) 直近の事業年度において債務超過になっていないこと。また、直近3カ年の事業年度において、営業利益、経常利益及び当期純利益のすべてが赤字となっていないこと。
- (7) 税金（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税）を滞納していないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (9) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30条）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 実施日程

(1) 実施スケジュール

令和8(2026)年 2月6日(金)	業務委託の公募開始
2月12日(木) 午後5時必着	質問書の受付期限
2月17日(火)	質問書への回答
2月24日(火) 午後5時必着	参加表明書の提出期限
3月10日(火) 午後5時必着	企画提案書の提出期限
3月17日(火)	プレゼンテーション
3月25日(水)	審査結果通知

(2) 実施要領等の配布（2月6日(金)に県HPへ掲載）

- ・実施要領
- ・仕様書
- ・個人情報取扱特記事項
- ・審査基準
- ・提案書記載項目
- ・質問書（様式1）
- ・参加表明書（様式2）
- ・確認書（様式3）
- ・辞退届（様式4）
- ・委託料設計書

5 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容等について質問がある場合は、簡易なものを除き、「質問書」（様式1）により提出すること。

(1) 受付期限

令和8(2026)年2月12日(木) 午後5時必着

(2) 提出方法

電子メールにて送付すること。

※提出後に確認のために電話連絡（栃木県教育委員会事務局教育政策課企画調整担当 電話028-623-3354）を行うこと。

(3) 提出先アドレス

soumu-syugakushikin@pref.tochigi.lg.jp

(4) 質問に対する回答方法

質問書の提出者に電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容を本県ホームページにて公開する。

(5) その他

受付期限後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は受け付けない。

また、プロポーザルの公平な評価に支障をきたす質問は受け付けない。

6 プロポーザルへの参加表明及び辞退

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出し、参加資格審査を受けること。

(1) 提出書類

① 「参加表明書」(様式2)

② 「確認書」(様式3)

③ 直近3事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

④ ア 国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(原本)又は「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

イ 都道府県税(本社所在地)の納税証明書(原本)又は申請日直前事業年度分の「全税目未納がないことの証明書」(都道府県においてこれを発行できない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」に未納がないことの証明)

なお、本社(本店)が栃木県外に所在し、営業所等が県内にある場合は、栃木県の発行する「全税目未納がないことの証明書」も必要。

(2) 参加表明書の提出期限

令和8(2026)年2月24日(火)午後5時必着

(3) 提出先

栃木県教育委員会事務局教育政策課企画調整担当

住所 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20(栃木県庁南別館4階)

電話 028-623-3354

(4) 提出方法

上記提出先へ持参又は郵送すること。(郵送の場合は書留郵便とする。)

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、令和8(2026)年3月2日(月)までに通知する。

(6) 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式4)を提出すること。

7 企画提案書の提出

6(5)の参加資格審査に合格した者は、以下のとおり企画提案書を作成の上、提出すること。

(1) 提案書の内容

① 1社1提案とすること。

② 別添「栃木県高等学校等修学資金貸付金・未収金債権回収業務委託公募型プロポーザル提案書記載項目」の各項目について、必ず記載すること。日本語で簡潔明瞭に、専門知識がないものにもわかりやすい表現で作成すること。なお、委託料については、「栃木県高等学校等修学資金貸付金・未収金債権回収業務委託設計書」に委託料率・委託料・回収見込を記載した書類を作成すること。

(2) 提案書の形式

提案書はA4縦、横書き、左綴じかつ2穴綴じ穴付きのA4版表紙1枚、表紙及び資料を含め総合計ページ数20ページ以内で作成するものとする。

(3) 提出部数

8部

(4) 提出先

6 (3) と同じ。

(5) 提出方法

6 (4) と同じ。

(6) 提案書の提出受付期限

令和8(2026)年3月10日(火)午後5時必着

(7) その他

- ① 提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは認めない。
- ② プロポーザル参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、返却しないものとする。
- ④ 提出された書類は、委託予定事業者選定の用途以外には利用しない。
- ⑤ 企画提案等の書類は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく情報公開請求の対象となる。

8 審査に係る事項

(1) 審査方法

企画提案書の内容等について、企画提案書やプレゼンテーション等を踏まえ、審査基準に基づき評価・採点し、委託事業者を選定するプロポーザル選定委員会を実施する。

(2) 審査基準

別添「審査基準」のとおり

(3) プrezentationの開催

① 開催日

令和8(2026)年3月17日(火)

② 場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20(栃木県庁南別館4階)

栃木県教育委員会事務局 教育委員室

③ 方法

プレゼンテーションの方法は以下のとおりとする。

ア 企画提案書に沿って説明を実施すること。追加資料の使用は認めない。

イ 機材を利用する場合は事前に申し出ること。機材のうちプロジェクターは栃木県で用意

できるが、ノートパソコンは提案者で用意すること。その他の機材については、事前に申し出て許可された場合のみ会場へ持ち込むことができる。

ウ プレゼンテーションは、機材等の準備（5分程度）、審査委員に対する説明（30分）、提案者への質疑と応答（15分程度。ただし質疑がなくなるまでとする。）に分けて参加者ごとに行う。

エ 集合時間・入室順序は、参加資格審査結果通知により連絡する。

オ 会場への入室は、5名以内とする。

（4）審査結果の通知

令和8（2026）年3月25日（水）に参加者に対し、結果を通知するとともに選定された者の名称等を本県ホームページに掲載する。

（5）非選定理由の説明要求

参加表明書提出者のうち選定されなかった者は、非選定理由の説明を求めることができる。その場合は、書面（任意様式）を提出すること。

① 提出期間

（4）の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内

② 提出方法

郵送の場合は6（3）、電子メールの場合は5（3）に提出すること。

※提出後に確認のために電話連絡を行うこと。

（6）その他

以下の項目に該当した提案参加者は失格とし、その旨を通知するものとする。

① 提案書等必要な書類を提出期限内に提出しない場合

② 3の参加資格を満たしていない場合

③ プレゼンテーションに欠席し、又は指定した時間に遅刻した場合

④ プレゼンテーションにおいて提案書以外の追加資料を使用した場合

9 契約手続

（1）企画提案の審査は委託予定事業者選定のために行うものであり、企画提案内容は尊重するものの、契約の際には協議を行い調整の後双方合意に至った場合に委託契約を締結するものとする。

（2）選定された委託予定事業者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式4）を提出するものとする。なお、この場合、次順位の者を委託予定事業者とする。

10 プロポーザルの変更等

令和8（2026）年度予算が原案どおり成立しなかった場合には、委託計画等の変更を行うことがある。